

U-CANの知的財産管理技能検定2級
これだけ！ 一問一答集
法改正等に伴う変更のお知らせ

この度は、弊社書籍をお買い求めいただきまして、誠にありがとうございます。

本書の記述内容について、制度改正等に伴い、以下のような変更がございますのでお知らせいたします。

なお、発行年月日により対象となる変更箇所が異なる場合がございますので、お手元の書籍の奥付で発行年月日をご確認のうえ、変更していただきますようお願いいたします。

【変更をお知らせしている箇所】

2016（平成28）年11月6日の第25回の知的財産管理技能検定試験に関わることが予想される箇所についての特許法等の一部を改正する法律（平成27年7月10日法律第55号〔平成28年4月1日施行〕）及び著作権法の一部を改正する法律（平成26年5月14日法律第35号〔平成27年1月1日施行〕）、不正競争防止法の一部を改正する法律（平成27年10月9日法律第54号〔平成28年1月1日施行〕）に伴う法改正等の内容

■「初版 第1刷（2014年9月26日）」をお持ちの方

該当頁	該当箇所	変更前	変更後
P 34	Q 60 2行目	特許を受ける権利が共有に係る場合、自己の持分を <u>放棄</u> するには、他の共有者全員の同意が必要である。	特許を受ける権利が共有に係る場合、自己の持分を <u>譲渡</u> するには、他の共有者全員の同意が必要である。
P 35	A 60 1行目	× 特許を受ける権利が共有に係る場合、自己の持分を <u>放棄</u> するには、 <u>他の共有者の同意は不要</u> である。	○ 特許を受ける権利が共有に係る場合、自己の持分を <u>譲渡</u> するには、 <u>他の共有者の同意が必要</u> である。
P 38	Q 75 2行目	従業者等が使用者等のため専用実施権を設定した場合には、使用者等から相当の <u>対価の支払</u> を受ける権利を取得する。	従業者等が使用者等のため専用実施権を設定した場合には、使用者等から相当の <u>対価の利益</u> を受ける権利を取得する。
P 38	Q 76 2行目	契約、勤務規則等において、従業者等が使用者等に特許権を承継させたときの、従業者等に <u>支払われるべき対価</u> について定める場合には、その定めたところにより <u>対価を支払う</u> ことが不合理と認められるものであってはならない。	契約、勤務規則等において、従業者等が使用者等に特許権を承継させたときの、従業者等が <u>受けるべき利益</u> について定める場合には、その定めたところにより <u>相当の利益を与える</u> ことが不合理と認められるものであってはならない。
P 39	A 75 3行目	記述の通り。このほか、従業者等が使用者等に特許権を承継させた場合や使用者等のため仮専用実施権を設定した場合にも、使用者等から <u>相当の対価の支払い</u> を受ける権	記述の通り。このほか、従業者等が使用者等に特許権を承継させた場合や使用者等のため仮専用実施権を設定した場合にも、使用者等から <u>相当の利益</u> を受ける権利を取得

		利を取得する（特35条3項）。	する（特35条4項）。												
P 39	A 76 1行目	記述の通り。当該 <u>対価</u> の決定基準の策定に際して使用者等と従業者等との間で行われる協議の状況、策定された基準の開示の状況、 <u>対価の額の算定</u> について行われる従業者等からの意見の聴取の状況等を考慮して、その定めたところにより <u>対価を支払う</u> ことが <u>不合理</u> と認められるものであってはならない（特35条4項）。	記述の通り。当該 <u>利益</u> の決定基準の策定に際して使用者等と従業者等との間で行われる協議の状況、策定された基準の開示の状況、 <u>相当の利益の内容の決定</u> について行われる従業者等からの意見の聴取の状況等を考慮して、その定めたところにより <u>相当の利益を与える</u> ことが <u>不合理</u> と認められるものであってはならない（特35条5項）。												
P 49	Point5 特許を受ける権利 ■発明者が複数の場合（共同発明）の表	<table border="1"> <tr> <td>他の共有者の同意を得なければできないこと</td> <td>自己の共有持分の譲渡 共有する特許権のライセンス</td> </tr> <tr> <td>全員でしなければならないこと</td> <td>特許の出願</td> </tr> <tr> <td><u>他の共有者の同意が不要のこと</u></td> <td><u>自己の共有持分の放棄</u></td> </tr> </table>	他の共有者の同意を得なければできないこと	自己の共有持分の譲渡 共有する特許権のライセンス	全員でしなければならないこと	特許の出願	<u>他の共有者の同意が不要のこと</u>	<u>自己の共有持分の放棄</u>	<table border="1"> <tr> <td>他の共有者の同意を得なければできないこと</td> <td>自己の共有持分の譲渡 共有する特許権のライセンス</td> </tr> <tr> <td>全員でしなければならないこと</td> <td>特許の出願</td> </tr> <tr> <td>削除</td> <td>削除</td> </tr> </table>	他の共有者の同意を得なければできないこと	自己の共有持分の譲渡 共有する特許権のライセンス	全員でしなければならないこと	特許の出願	削除	削除
他の共有者の同意を得なければできないこと	自己の共有持分の譲渡 共有する特許権のライセンス														
全員でしなければならないこと	特許の出願														
<u>他の共有者の同意が不要のこと</u>	<u>自己の共有持分の放棄</u>														
他の共有者の同意を得なければできないこと	自己の共有持分の譲渡 共有する特許権のライセンス														
全員でしなければならないこと	特許の出願														
削除	削除														
P251	A563 5行目	……（不正2条1項12号）。	……（不正2条1項13号）。												
P251	A564 4行目	……（不正2条1項13号）。	……（不正2条1項14号）。												
P251	A565 4行目	……（不正2条1項14号）。	……（不正2条1項15号）。												
P251	A567 1行目	記述の通り。また、行為の開始のときから <u>10年</u> を……	記述の通り。また、行為の開始のときから <u>20年</u> を……												